

第二課



七日附米國々務長官ノ  
對日支覺書ニ關スル觀察

昭和七年一月九日



0412

參  
謀  
本  
部  
第  
二  
部

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

本作業ハ當部一部員ノ作業ニシテ参考ノ爲配布ス

0413

七日附米國々務長官ノ對日支覺書ニ關スル觀察

一、聲明發表ノ動機並ニ其主眼

今回ノ對日支覺書發表ノ動機ヲ觀察スルニ之ヲ以テ直ニ米國力積極的干渉ノ第一歩ヲ開始セリト速断スルハ當ラス、目下米國議會開會中ニシテ理想論ヲ標榜シ最近下院ニ於テ優勢ヲ示セル民主黨、一般輿論並ニ自常ノ急進派等ニ對スル對內的必要ニ迫ラレタル事ニ大ナル關係ヲ有スルモノト判斷スルヲ至當トス可ク、又米國力從來ノ對支親善關係ヲ失セヌ、目下對内對外的ニ不利ノ狀態ニ置カレタル支那ニ對シ其ノ好感ヲ求メ以テ將來ノ對支發展ノ準備タラシメントスルモノト判斷シ得ヘシ

今其ノ内容ヲ解剖スルニ概本次ノ三項ニ分チ得ヘシ

(イ) 現在ノ事實上ノ狀態ニ合法性ヲ認メス  
(ロ) 九國條約ニ抵觸シ且米國ノ權益ヲ毀損スルカ如キ條約、協定ヲ認ムル  
ノ意志ナシ

(1)

0414

(ハ) 日本ノ行動ニ不戰條約ヲ適用シ、該條約違反ニ依ル一切ノ協約ヲ否認

ス、

而シテ右三項中第一、第三項ハ全ク米國ノ認識不足ニ基ク獨斷的解釋並ニ之ヲ前提トスルモノニシテ、本覺書發表ノ動機ヲ前述ノ如ク判断スル時ハ大ナル意味ヲ爲スモノニ非ル事ハ明ナリ、尙ホ此間ノ消息ハスチムジン長官カ出淵大使ニ右覺書手交後爲セル其談話中ニモ之ヲ窺ヒ得ベシハ據即チ斯ク觀察シ來ル時米國カ實質的ニ求メント欲スル處ハ第二項ニ在リト見ルヲ至當トスヘシ  
而シテ米國カ右第二項ノ要求ヲ爲セルハ、暗ニ滿蒙新政權ノ樹立ヲ察シ日本力之ト提携シ或ハ之ヲ指導スヘキ將來ノ事實ヲ察シタル也半面小舌見得ヘク、此際米國ハ日本ノ滿蒙ニ於ケル將來ノ發展ハ之ヲ已知ヲ得サルトスルモ、其ノ排他獨占的發展ヲ好アサルモノナリ也、是故ニシテ、右覺書ニ對スル反駁

洋文書の翻訳は、原文を尊重するうえで、文脈を保つよう努めています。ただし、誤訳や誤解による誤りが含まれる場合があります。

右覺書ニ於テ米國カ滿洲ニ於ケル現下ノ事實上ノ合法性ヲ認メスト謂ヒ

ヒ

或ハ我軍ノ行動力不戰條約ニ抵觸スルモノナリトノ前提ノ下ニ云々スル  
カ如キ是全ク過去並ニ現在ノ滿洲ノ實狀ニ對スル米國ノ認識不足ノ齋セ  
ル結果ニシテ、我軍ノ行動ハ自衛權ノ發動以外何物モ無ク又現下ノ滿蒙

新政權樹立問題ハ同地方ニ於ケル支那政權ノ自壞作用ニ引續ケル同地方  
ノ民族自決主義ノ發露ニシテ、單ナル支那ノ國內的現象ニ過半サルナリ

即チ我軍ノ行動力九ヶ國或ハ不戰條約ニ何等抵觸スル所無キハ明ナリ、  
誠テ米國過去ノ歴史ヲ顧ル時果シテ米國ハ斯クノ如キ干涉行爲ニ出ル資

格アリヤ、合法性問題ヲ主張スルモ、彼ノ拉米政策ハ如何、昨年二月紐  
育ニ開催セラレタル外交關係評議會ノ席上ニ於ケルステムソーンノ聲明ヲ  
想起セハ、今回彼ノ合法問題ヲ論議スルカ如キ噴飯沙汰ノ限り大  
意

註

右ノ席上ニ於ケルステムソーンノ聲明ノ要旨次ノ如シ  
「拉米諸國ニ頻發セル政變ニ伴ヒ成立セル新政府ノ承認ニ關シテハ

概、オジエフアリシングノ政策ニ則リ、新政府ノ憲法合法的ナルヤ否ヤ  
ヲ主眼トスル事ナリハ、國內統治並ニ國際義務履行、關税能力ヲ基  
礎トスルモノナリ。

而シテ門戸開放、機會均等ノ問題ニ關シテ、日本ハ何等之ヲ費損シタル  
事ナク又將來ニ於テモ之ヲ尊重ス可キ事ハ屢々聲明シアル所ニシテ、米國  
カコレニ關シ疑心暗鬼ノ說ヲナスハ之眞ニ米國ノ杞憂ニ過半サル事明大  
き。

尙斯ノ如キ覺書ニヨリ米國力精神的ニ支那ヲ援助セル事ハ折角目下日支  
直接交渉ノ氣運ニ到達シアルヲ再ヒ支那ヲシテ聯盟或ハ米國ニ賴ラント  
スル情勢ヲ醸シ、結局ニ於テ右覺書ハ東洋ノ平和恢復ヲ遲延セシメ、或  
ハ益々事態ノ悪化ヲ助長スルニ過キサル矣、トモ極言シ得ヘシ。

### 三、對策

本聲明並ニ將來ノ我滿蒙政策ニ對シ之力對策ヲ考フルニ、速ニ滿洲ニ於  
ケル匪賊ヲ剿滅シ以テ其ノ治安ノ恢復ヲ一日モ速ナラシムルト共ニ確乎

タル新政権ヲ樹立セシムルハ急務中ノ急ト謂フ可ク、從來我當局力聲明  
シ來レル門戸開放、機會均等ニ關シテハ今後愈々聲ヲ大ニシテ宣傳シ進  
テ米國ノ資本並ニ地方開發資材等大イニ之ヲ歓迎スル旨ヲ高唱スルヲ必  
要トス、又今回ノ我軍事行動ニ依リ若シ外國ニ損害ヲ與ヘタルモノアラ  
ハ邏法ニ依リ賠償ノ責ニ任スヘキ事ヲ明ニスルヲ可トセシ  
新政権其  
他面我ニシテ米國當局ヲシテ其ノ對外殊ニ對內的面子ヲ立テ得シムル如  
ク指導スルハ米國ヲシテ不要ノ干涉ヲ爲サシメサル所以ニシテ、一方我  
國內ニ於テハ此際益々輿論ノ統一緊張ニ努メ、其銳鋒ヲ米國ニ集中セシ  
メ、日本ハ米國ノ干渉ニ對シ決シテ屈服スルモノニ非ス、更ニ滿蒙問題  
ニ關シテハ從來通り斷乎タル決意ヲ有スルモノタル事ヲ知ラシメ以テ米  
國ノ態度ニ積極的威壓ヲ加ヘ兩々相俟テ其效果ヲ收ムルヲ有利トス可シ  
又此際特ニ重要ナルハ、今回ノ我軍ノ行動並ニ滿蒙新政権ノ樹立ハ全ク  
東洋平和ノ確保、人類福祉ノ増進ノ目標トセル正義之行動ニシテ、世界

(8)

0418

各國ハ寧ロ大イニ之ニ感謝シ進テ援助スコソ與フ可キモノニシテハ之ニ  
干涉シ或ハ妨害ヲ試ミルカ如キ、是人類幸福ノ向上ヲ阻害スルモノト謂  
フヘク、日本トシテハ斷然之ヲ排擣スルハ勿論、天モ亦之ヲ救ササル可  
キモノナル事ヲ強ク世界ニ對シ宣傳スルヲ要ス  
尙此際我ニ於テ九ヶ國條約ノ改訂補備ノ準備ヲ進メ置ク人必要アリト思  
惟ス